

14 教育の質の向上

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進

●**接続期（幼児期から児童期）を円滑にするための取組**
 幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習等の基礎を培う極めて重要なものであることから、幼稚園・保育所と小学校との連携が必要とされる。

24年度に設置した練馬区幼保小連携推進協議会では、幼児期から児童期への段差を乗り越える力を養い、幼児期の学びと児童期の学びの連続性を保つため、幼保小の連携の充実を図っている。

【具体的な取組例】

- ・管理職対象研修会の開催
令和2年度 2回 延べ197人参加
- ・担任対象研修会の開催（※）
- ・幼保小連携推進協議会の開催
令和2年度 1回
- ・幼稚園、保育所と小学校との懇談会の開催（※）
- ・「ねりま幼保小連携だより」の発行
令和2年度 2回
- ・保護者向け冊子「もうすぐ1年生」の発行
令和2年度 16,000部

※：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

(2) 小・中学校の教育内容を充実する

●**人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために**

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

【具体的な取組例】

- ・教員で構成する人権教育推進委員会による研修の充実
令和2年度 5回
- ・人権尊重教育推進校（令和2年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施
南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施
開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施

●**教育指導の充実**

教育委員会は、全ての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

【具体的な取組例】

- ・教育課程編成への調査・評価などの適正な管理を行っている。
- ・学校訪問等により各校の課題改善等に学校と一体となって取り組んでいる。
令和2年度 1園、28校に訪問
- ・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。
令和2年度 44分野の研修会を計画
なお、学校訪問および研修会の一部は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

●**教員の資質向上と理科教育の振興のために**

学校教育支援センターは、教員研修、教育情報の提供を行う等、学校教育支援の充実を図っている。

1 教員研修

区内小・中学校の教員等を対象に研修を行っている。

- (1) 音楽実技研修会（※）
- (2) 理科実技指導力向上研修会（※）
- (3) 学校教育相談研修会
令和2年度 11講座 延べ440人参加
- (4) 特別支援教室専門員研修（※）
- (5) 外国語活動研修
令和2年度 5回 延べ84人参加

※：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

2 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生を対象に、科学的な見方・考え方を育てるため、科学教室を開催している。

- (1) 小学校科学教室（年間）
小学校4～6年生を対象に、3期制で計10日間実施した。令和2年度は142人の参加があった。
- (2) 中学校科学教室（夏休み期間）
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催を中止した。

●教育情報の発信

1 教育情報の収集と提供

適応指導教室用に作成した「3年進路授業資料」を中学校全校などに配布した。また、各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。(適応指導教室の詳細は、95ページ「2(1)適応指導教室」を参照)

2 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6月から7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には、法定展示に先立つ10日間の特別展示会を開催している。令和2年度は6月5日から28日の24日間、学校教育支援センター内の教科書センターにおいて特別展示会および法定展示会を開催し、延べ49人の来場があった。併せて、区独自の取組として、貫井図書館(6月5日から7日、9日から11日の6日間)・関町図書館(6月12日から14日、16日から18日の6日間)・大泉図書館(6月19日から21日、23日から26日の7日間)において、採択対象となる中学校の教科書展示を行い、延べ56人の来場があった。

なお、教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

3 保護者講演会

(1) 保護者対象講演会

令和2年度 7講座 12回 延べ163人参加

(2) 保護者対象講座(委託事業)

不登校等の子どもの保護者が子どもに対する接し方を学ぶとともに、保護者同士が交流する機会を提供する。令和2年度は2回実施し、延べ19人の参加があった。

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

1 一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

・学力向上支援講師を配置

令和2年度 小学校64校、中学校20校

・習熟度別指導や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施

令和2年度 小学校65校、中学校31校

2 日本人としてのアイデンティティを育み、国際社会に貢献できる能力や態度を培う

・外国語指導助手を配置

令和2年度 小学校3~6年生、中学校全学年

3 特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

・新学習指導要領の確実な実施に向けた、趣旨および内容の理解促進

・確かな学力・体力の定着・向上等を図るため土曜授業を実施

令和2年度 小・中学校年間8回以上

●小中一貫教育の推進

義務教育9年間を見通した教育を実践するため、すべての区立小・中学校において小中一貫教育を実施している。

施設一体型小中一貫教育校としては、23年度に大泉桜学園を設置しており、現在、旭丘・小竹地域における2校目の設置に向けた取組を保護者や地域住民等から意見聴取を行いながら進めている。

24年度には中学校1校に対し小学校1~3校の組合せで構成する小中一貫教育グループを設定し、さらに、令和2年度より、各グループにおいて「目指す15歳の姿」を定め、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行っている。また、26年2月からは、特別支援教育における小中一貫教育の取組を開始し、さらに、30年度からはこれまで作成してきた段階表の名称を「ステップシート」に変更し、より一層の活用と指導の充実を図っている。

(3) 教育環境を充実する

●施設の整備

1 校舎等の改築

耐震補強工事では十分な耐震性を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進めている。令和2年度は前年度に引き続き、下石神井小学校および大泉西中学校の改築工事を行った。

石神井小学校および関町北小学校は、「練馬区区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて、校舎等の改築工事を行っている。令和2年度は前年度に引き続き改築工事を行った。

上石神井北小学校および旭丘小学校・旭丘中学校は、「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、校舎の改築を行う。令和2年度は上石神井北小学校の実施設計に着手し、旭丘小学校・旭丘中学校の基本設計を完了した。

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入し、国からエコスクール・プラス(環境を考慮した学校施設)の認定を受けている。

2 校舎等の改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長期間施設を使用していくためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。

令和2年度は主に以下の改修工事を実施した。

〔学校施設の主な改修工事実施状況〕(単位：校) 令和2年度

改修工事件名	小学校	中学校
校舎屋上防水等工事	1	2
トイレ改修工事	3	3
給水設備等改修工事	0	0
プール等改修工事	7	3
受変電設備改修工事	4	4
屋内運動場照明改修工事	5	3
防球ネット設置工事	2	1
屋内運動場空調機設置工事	7	5
ブロック塀等改修工事	6	1

3 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

4 学校の緑化

みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備に取り組んでいる。

令和2年度までに、小学校35校、中学校4校の校庭の芝生化および小学校10校、中学校7校の屋上緑化を実施した。また、小学校53校、中学校6校にみどりのカーテンを整備した。



〔中村小学校の校庭芝生〕

●小・中学校の現況

令和3年5月1日の小・中学校の現況は、つぎの表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校第1・第2学年は35人を1学級とし、その他の学年は40人を1学級とする。ただし、中学校第1学年は35人を1学級として学級編制することができる。

〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕令和3年5月1日現在

区 分		小学校	中学校
学校数(校)		65	33
学級数(学級)		1,114	421
児童・生徒数(人)	男	17,162	7,283
	女	16,407	6,265
	計	33,569	13,548
教員数(人)		1,671	819

●学校選択制度

4月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施する。令和3年度入学者の選択希望状況は、令和2年10月1日現在の学齢者5,950人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は1,243人(全体の20.9%)であった。

●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

●ICT環境の整備

「練馬区学校ICT環境整備計画(平成28年度～令和2年度)」に基づき、令和元年度の普通教室等への大型提示装置(電子黒板)、実物投影機、教室用パソコンの配備に続いて、令和2年度は、区立小・中学校の全ての児童・生徒に対して一人一台のタブレットパソコンの配備(総数47,300台)を実施した。教室用ICT環境については、整備目標を達成した。

今後はこれらのICT機器が教育活動において効果的に活用されるよう、ICT支援員による授業支援体制の強化や事例集の作成等を行い、全教職員のICT活用指導力向上へつなげる取組を行っていく。

●区立学校の適正配置の推進

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置の取組等について検討を進める。

旭丘・小竹地域において、新たな小中一貫教育校の設置に向けた取組を保護者や地域住民等の意見聴取を行いながら進めている。児童生徒数・学級数の状況等を踏まえ、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して、令和2年度から改築に着手した。

(4) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見合わせた。

[校外学習事業実施状況] 令和2年度

区分	場所	日数	参加人数 (人)	参加校数 (校)
移動教室 (小学校5・6年)	軽井沢、下田、 武石、岩井	(5年) 2泊3日	-	-
		(6年) 3泊4日	-	-
移動教室 (中学校2年)	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ヶ原スキー場)	3泊4日	-	-
臨海学校(※) (中学校1年)	下田、岩井	3泊4日	-	-
林間学校(※) (中学校1~3年)	軽井沢、武石	3泊4日	-	-
修学旅行 (中学校3年)	関西方面、東 北方面	2泊3日	-	-

※：臨海学校、林間学校は希望参加

●学校災害

児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「(独)日本スポーツ振興センター法」に基づき、(独)日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額935円で、区が全額負担している。学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

●アレルギー疾患対策

全ての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患のある児童・生徒が、安全で安

心な学校生活を送れるように努めている。

●学校給食

1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

(1) 献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を踏まえ、栄養バランスのとれた献立を作成している。

(2) 米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3.5回以上実施している。

(3) 衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

[学校給食実施状況] 令和3年5月1日現在

区分		小学校	中学校
自校調理 (80校)	給食実施食数	31,034食	12,273食
	学校数	55校	25校
親子調理 (18校)	給食実施食数	4,996食	2,402食
	学校数	10校	8校
計 (98校)	給食実施食数	36,030食	14,675食
	学校数	65校	33校

2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。令和3年4月現在、小・中学校87校に民間委託を導入している。